

■マイナンバー管理全体方針

細野会計事務所では、マイナンバーを重要な情報資産と考え、従来以上に情報管理体制を厳格にしていきます。このために下記3つを実行していきます。

- 1) マイナンバー管理責任者を任命し、社員ごとのアクセス制限を実施します。
- 2) 社員への定期的な教育により、情報セキュリティに対する意識改革を実行します。
- 3) 社内のPCにマイナンバーを保存しないシステムを構築します。



■運用管理の概要は下記の通りになります。

・取得、管理、保守

1)マイナンバーの情報の収集は、紙面（「マイナンバー連絡用紙」）等により行い、情報は弊社のPCではなく、NTTデータが運営する暗号化されたサーバに保存します。したがって、弊社ではマイナンバーを直接保存しません。なお、NTTのサーバにデータを保存した後に、マイナンバー連絡用紙はシュレッダーにて破棄します。

2)NTTのサーバのマイナンバーへアクセスするパスワードは、マイナンバー管理最高責任者のみが保有します。また、PCはセキュリティソフトを常に最新に保ち、事務所を留守にする際には不法侵入感知のセキュリティシステムを必ず実施します。（セコム(株)のセキュリティシステムを使用）

・運用

1)マイナンバーの利用は、顧問先の担当者が税務申告書類に印刷する場合のみ確認することができます。

2)社内でマイナンバーを利用する際には、誰がいつ利用したのか、アクセスログの記録を取り、数年間保存します。

3)マイナンバーは、企業からの問い合わせがあった場合、その企業の代表者など運営責任者以外の方にはお伝えしません。また、なりすましを防ぐために、原則として、郵送にてマイナンバーを運営責任者宛てで発送いたします。

・破棄

顧問先社員の退社などマイナンバー情報が必要でなくなった場合には、ただちに、そのマイナンバー情報をNTTのマイナンバー管理サーバから破棄します。（このことで、その情報は復元することは不可能となります。）

細野会計事務所

細野 ゆり